

(別添)

廃止・統合対象の労災病院について

○ 廃止対象病院

現に有する診療・研究機能、経営の収支状況、地域的配置状況といった要素を総合的に勘案し、下表の労災病院を廃止の対象とする。

病 院 名	予定時期	備 考
霧島温泉労災病院	平成16年度	○ 大牟田労災病院の廃止に当たっては、その設置経緯、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」の趣旨及びCO中毒患者の療養の現状を踏まえた対応を検討する。
珪肺労災病院	平成17年度	
大牟田労災病院	平成17年度	
岩手労災病院	平成18年度	
筑豊労災病院	平成19年度	

○ 統合対象病院

同一の二次医療圏に設置されていることから、下表の労災病院をそれぞれ統合の対象とする。

病 院 名	予定時期	備 考
美唄労災病院及び 岩見沢労災病院	平成19年度	○ 統合に当たっては、一方の労災病院を分院として存続させ、機能の効率化・高度化を図る。
九州労災病院及び 門司労災病院	平成19年度	